

年 組

保護者様

練馬区立

関

中学校

お子様が下記の感染症にかかった場合は、余病の併発と他人への感染予防のため、学校保健安全法の規定により「出席停止」となります。※「出席停止」の場合は、欠席にはなりません。

なお、医師により登校許可の診断が出された後は、下記の「登校届」に保護者の方がご記入のうえ、学校に提出してください。

| 種別 | 学校感染症と出席停止の基準 | | |
|-----|---------------------|---|--|
| | 病名 | 出席停止の期間 | |
| 第一種 | 鳥インフルエンザ（H5N1） | 治癒するまで（病気がなおるまで） | |
| 第二種 | インフルエンザ | 発症した後5日、かつ、解熱した後2日経過するまで | ただし、病状により園医その他医師が感染の恐れがないと認められた時は、この限りではない。 （新型コロナウイルス感染症を除く） |
| | 百日咳 | 特有の咳がとれるまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで | |
| | 麻疹（はしか） | 熱が下がってから3日経過するまで | |
| | 流行性耳下腺炎（おたふく） | 耳、顎または舌の下が腫れ出した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで | |
| | 風疹（三日はしか） | 発疹が消えるまで | |
| | 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹がかさぶたになるまで | |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主な症状がなくなったあと2日経過するまで | |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで（無症状の場合は検体を採取した日から5日を経過するまで） | |
| | 結核 | 病状により学校医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで | |
| 第三種 | 腸管出血性大腸菌感染症（O-157等） | 病状により学校医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで。 | |
| | 流行性角結膜炎 | | |
| | 急性出血性結膜炎 | | |
| | コレラ ・ 細菌性赤痢 | | |
| | 溶連菌感染症 | | |
| | ウイルス性肝炎 | | |
| | 手足口病 | | |
| | 伝染性紅斑 | | |
| | マイコプラズマ感染症 | | |
| | 感染性胃腸炎（ノロウイルス等） | | |
| | その他（ ） | | |

キ リ ト リ

登 校 届

令和 年 月 日

学 校 長 様

インフルエンザの場合は該当する型に○をつけてください【 A型 ・ B型 ・ 不明 】

病 名 _____

病（医）院名 _____

上記の疾病について、 _____ 月 _____ 日 からの加療の結果、医師より登校許可の

診断が出されたので _____ 月 _____ 日 から登校いたします。

年 組 _____

生徒名 _____

※ 保護者の方がご記入の上、学校へご提出ください。

保護者名 _____